

## 家畜商講習会の開催について（公告）

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和8年5月15日

新潟県知事 花 角 英 世

### 1 講習会の日時及び場所

#### (1) 日時

令和8年7月30日及び31日 午前9時から午後5時まで

#### (2) 場所

新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館別館 第1研修室

### 2 講習の内容及び時間

#### (1) 家畜の取引に関する法令 4時間

#### (2) 家畜の品種及び特徴 4時間

#### (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

ただし、獣医師の免許を有している者は(2)及び(3)を、家畜人工授精師の免許を有している者は(2)及び(3)の家畜の悪癖、機能障害の受講を、本人の希望があれば免除する。

### 3 受講手続

新潟県電子申請システムにおいて、令和8年6月3日(水)から7月3日(金)までの期間に、申し込みを行うこと。家畜商講習会受講申込書(様式第1号)は電子申請の際に添付し、申込書受理後、受講手数料3,400円を電子納付すること。電子納付が難しい場合や郵送・持参での提出を希望する場合は、新潟県農林水産部食品・流通課市場係（電話025-280-5304）に問い合わせること。

なお、獣医師免許又は家畜人工授精師免許を有し、講習の特例措置を受けようとする者は、その免許証の写しを添えた講習の特例措置適用申請書(様式第2号)を提出すること。

### 4 受講資格

家畜の取引の業務に従事しようとする者

### 5 その他

#### (1) 受講者は、講習会当日に次のものを持参すること。

・筆記用具及びノート

・講習会テキスト (株)ぎょうせい発行「家畜取引の知識 第2次改訂版」(価格3,960円(消費税込み))

なお、希望者にはテキストをあっせんする。

#### (2) 詳細については新潟県ホームページで公開するほか、新潟県農林水産部食品・流通課市場係（電話025-280-5304）に問い合わせること。